

金融機関の本業におけるCSRを考える

－「金融CSR」と「CSR金融」の視点から－

保険研究部門 上席主任研究員 川村雅彦
kawam@nli-research.co.jp

<要旨>

1. 金融機関の本業における二つのCSR

本邦金融機関のCSRについて、全体的にみると、大半が「法令遵守」や「社会・地域貢献」のレベルにとどまっているのが現状である。しかし、世界の潮流は、そのレベルを超えて「本業におけるCSR」を志向しており、金融機関にとってCSRの意味や位置づけが大きく転換しようとしている。これを認識できるかどうか、今後の金融機関の企業価値と競争力の鍵を握っていると言っても過言ではない。経済・社会の血流である資金の仲介機能を持つ金融機関には、社会的に責任ある企業経営を行う「金融CSR」と同時に、社会的課題の解決のためにその金融機能を活かしたソリューション・ビジネスとしての「CSR金融」の視点が必要である。

2. 本邦金融機関におけるCSRの現状（金融庁調査結果より）

【本邦金融機関のCSRに対する取組の特徴】

- ①「CSRを重視した何らかの取組を行っている」のは7割近いが、本業外の社会・地域貢献が過半を占める。「CSR≒企業市民活動」という意識が強い。
- ②顧客・消費者関連、従業員関連の取組は少なく、金融商品としてのSRIもごく僅かである。本業のプロセスやプロダクトに係わるCSRの認識は低い。
- ③CSR専任組織の設置は1割強にすぎず、CSR推進体制が未整備のまま、CSRの取組が行われている。
- ④CSRに関する情報はホームページにも掲載されるが、「CSR報告書」の発行は1割に満たない。
- ⑤CSRの取組理由は、地域銀行が多いことから、「地域との共存共栄」が過半を占めるが、経営上の社会的リスクや株主価値・資本市場の視点は希薄である。

【本邦金融機関のCSRに対する取組の課題】

- ①経営におけるCSRの位置づけの明確化
- ②本業における「金融CSR」と「CSR金融」の認識
- ③CSR経営の推進体制の構築
- ④透明性の高い非財務情報の開示

3. 本邦金融機関におけるCSR経営の取組事例

これまでCSRは「利益還元型の社会貢献」と同一視されていたため、そんなことよりも経営基盤の強化が先決であるという考え方が強かった。しかし、金融不祥事が頻発する中で、業態を問わず、経営課題としてCSRをどのように位置づけるべきかを模索する金融機関が増えてきた。

4. 求められる金融機関の体質改善

しかしながら、金融機関の不祥事をみると、顧客や契約者の利益に係わるものが多く、金融業の根幹にかかわる内部管理体制の不備は明らかである。これまでの金融機関の企業体質が露呈している。既に各金融機関はその改善に向けて努力しているが、今後は金融機関の経営にとって、トップ・コミットメントに基づく「企業の誠実さ」が求められる。これは金融機関の本業におけるCSRの大前提である。

5. 金融機関が誘導できる環境・社会の持続可能性

国際的には、金融機関の投融资や資産運用における環境・社会的側面への配慮が定着しつつある。「赤道原則」は、民間金融機関による融資時の環境や社会への配慮に関する自主協定である（2003年）。一定規模以上の開発事業にプロジェクト・ファイナンスを行う際、環境面や社会面での影響評価を行い、融資終了時までモニタリングすることなどを定めている。これは「CSR金融」の領域である。

国連の「責任ある投資の原則（PRI）」は、年金基金などの機関投資家の資産運用においてもE・S・G（環境・社会・統治）の課題に配慮することにより、企業の社会的責任を果たすことを基本精神としたものである（2006年）。これは、株主・投資家としての「金融CSR」を意味する。

6. 先進的な海外金融機関のCSR事例

英国では1995年の年金法改正により、2000年から年金運用受託者に対して、投資銘柄の選定に当たっての環境面・社会面・倫理面の考慮度合い、および議決権行使に関する基本方針について情報開示義務が課せられた。これに基づき、英国保険協会（ABI）は、SRIについて機関投資家が投資先企業に求める情報開示のガイドラインを公表した。

英国の金融機関による自主団体であるFORGEグループは、2002年に「CSRマネジメントとレポートに関する金融業ガイダンス」を公表した。これは金融機関におけるCSRの理解の促進、知識の共有、適切な対応の検討のために策定されたものである。

7. 欧米の個別金融機関のCSRの取組

銀行ではABNアムロ、ドイツ銀行、シティグループ、JPモルガン・チェース銀行、保険会社ではアビバ、スタンダードライフ、アリアンツを取り上げ、それぞれのCSR経営の狙いと特徴を整理した。いずれも「本業におけるCSR」をめざしている。

8. 本邦金融機関のめざすべきCSRの姿

- ①金融機関のもつ社会的な責任の自覚
- ②CSRは金融機関の経営戦略という認識
- ③自らのCSR経営の確立（金融CSR）
- ④投融资や金融商品におけるE・S・Gの配慮（CSR金融）
- ⑤ステークホルダーへの説明責任

<目次>

序章 CSR再考：経営課題としてのCSR	4
1. 本業におけるCSR	4
2. 金融機関の本業における二つのCSR	8
第1章 本邦金融機関のCSRの現状	10
1. 本邦金融機関のCSRに対する認識と取組状況	10
2. 本邦金融機関におけるCSRの特徴と課題	13
3. 本邦金融機関におけるCSR経営の事例	14
4. 求められる金融機関の体質改善	20
第2章 海外金融機関のCSRの特徴	22
1. 金融機関が誘導できる社会の持続可能性	22
2. 先進的な海外金融機関のCSR事例	25
終章 本邦金融機関のめざすべきCSRの姿	29

はじめに

わが国の金融機関のCSRに対する取組について、全体的にみると、大半が「法令遵守」や「社会・地域貢献」のレベルにとどまっているのが現状である。しかし、欧米の金融機関を中心に世界の潮流は、そのレベルを超えて「本業におけるCSR」を志向している。つまり、金融機関にとってのCSRの意味や位置づけが大きく転換しようとしているのである。これを認識できるかどうか、今後の金融機関の企業価値と競争力の鍵を握っていると言っても過言ではないだろう。

本稿は、「本邦金融機関には本業におけるCSRが認識されていない」という問題意識に基づき、「金融CSR」と「CSR金融」の二つの視点から金融機関の本業におけるCSRのあり方を考察するものである。本稿では、金融CSRとは金融の業務プロセスにおける社会的に責任ある企業経営を意味し、一方、CSR金融とは社会的課題の解決のために、その金融機能を活かしたソリューション・ビジネスを意味する。

「企業不祥事が後を絶たず、本来は企業と社会の相乗発展をめざすべきCSRが、依然として不祥事防止を中心に語られている現状はきわめて遺憾である。」

(経済同友会「日本企業のCSR：進捗と展望」自己評価レポート2006より)

序章 CSR再考：経営課題としてのCSR

本稿は、金融機関のCSR（企業の社会的責任）について、「金融CSR」と「CSR金融」の二つの視点から考察するものであるが、まず筆者のCSRの基本的な考え方を整理しておきたい。

1. 本業におけるCSR

(1) わが国における典型的なCSRの誤解

CSRとは、それを語る人の価値観に他ならない。それゆえ多様な考え方が成り立つことになる。しかしながら、わが国におけるCSRの現状は混乱していると言わざるを得ない。つまり、企業の「法律的義務」や「社会的奉仕」が混在し、さらに企業の「社会的責任」と「産業的使命」が混同されているのが実態である。そこで「何がCSRであって、何がCSRでないのか」を考えることも、CSRの本質を考える一つのアプローチであろう。わが国でよく聞くCSRの理解は、以下のとおりである。

- CSRとは、企業倫理を確立し、法令を遵守することである。
- CSRとは、企業不祥事を未然に防ぐために取り組むことである。
- CSRとは、利益を社会に還元し、地域社会に貢献することである。
- CSRとは、本業を全うし、社会の発展に寄与することである。

しかし、このような理解はCSRの一部ではあっても、CSRの本質を表わしていない。経済同友会の第15回企業白書「市場の進化と社会的責任経営」（2003年）では、CSRについて次のように指摘している。「・・・企業を社会の公器として、その『社会的責任』を広い『社会に対する責任』として捉える立場をとれば、企業経営に関わるすべてのステークホルダーを視野に入れ、その時代の社会のニーズを踏まえて優先順位やバランスを決めるのが経営者の仕事である・・・これは、『社会的責任』を主、『経済的責任』を従とすることではなく、むしろ両者を包含するコンセプトとして『企業の社会的責任』を認識し、すべてのステークホルダーを視野に入れながら、両者をその時代の社会ニーズを踏まえて高い次元で調和させ、社会と企業の相乗発展を実現しようというものである。」

この考え方を踏まえると、CSRの本質は、単なる法令遵守という義務的取組でもなく、企業の存続のための不祥事防止でもなく、また企業に余裕がある時の社会への利益還元でもない。上記の4つの考え方は、わが国における典型的なCSRの誤解と言ってよい。

(2) CSRの本質

それでは、いったいCSRの本質とは何か。筆者は次の4点に集約できると考えている。

- CSRとは、社会と企業の相乗的かつ持続的な発展をめざすものである。
- CSRとは、企業経営の中核に位置付けるべき戦略的投資である。
- CSRとは、法令遵守を超えたステークホルダー価値の向上への取組である。
- CSRとは、本業のプロセスとプロダクトを通じた取組である。

CSRは、企業活動を通じて社会的課題を解決し社会の持続可能な発展を図るとともに、企業の価値創造や競争力向上に結び付けるべきものである。その意味で、企業活動の経済的・環境的・社会的の三側面は、密接不可分の一体のものとして考えられる。それゆえ、CSRは企業経営の中核に位置付けるべき課題であり、必要悪的なコストではなく企業の持続的発展に向けた戦略的投資である。そして、CSRはコンプライアンス（規範・法令・契約等の遵守）を前提として、本業とは別のところで行われる特殊な取組ではなく、本業遂行のプロセスにおいて実践し、市場に提供するプロダクトにおいて実現すべきものである。

以上を統合すると、CSRの本質は「本業を通じた、社会と企業の持続可能性の同時達成」となる。これまでの20世紀型経営では「いくら儲けたのか」が重要であったが、これからの21世紀型経営では社会と企業の持続可能性の両立を図りつつ、「どう儲けたのか」が重要視されることになる。筆者は、CSRを次のように定義している。

【CSRの定義】

CSRとは、法令遵守や社会貢献を超えて、企業が本業のプロセスとプロダクトを通じて社会的課題を解決し、持続可能な社会の実現のために自ら実践することである。

(3) 「CSR経営」モデルの模索

CSRの概念自体は新しいものではない。わが国では経済同友会が50年前にCSR決議を行って以来の歴史がある。1990年代後半から日本企業に「環境経営」が定着するなかで、2000年以降に頻発する企業不祥事を契機にCSRへの関心が高まった。そして、法令遵守や内部統制あるいは社会的課題への取組の中で、次第に「CSR経営」の模索が始まっている。利益追求だけでは顧客や社会からの信頼を得られず、もはや企業の存続さえ認められない時代になりつつあることは明らかである。

それではCSR経営に取り組まないと、何が問題なのか。企業側からみると、ステークホルダーの意識や社会通念の変化によって、従来は重視していなかった事項が、重要な経営課題となる可能性があり、そのリスクないしチャンスを見逃すことになるからである。

例えば、かつて日本には真の株主はいなかったが、今やIRは経営戦略となった。食品メーカーの産地偽装、消費期限切れ材料の使用、無許可添加物の使用は、“業界の常識”とも言われるが、消費者の食の安全意識の向上を背景に企業存続の問題となった。また顧客や消費者の指摘事項は、顧客満足にかかわるビジネスチャンスと認識されるようになってきた。これは、“契約者の請求主義”に基づく、最近の生保や損保の保険金不払い問題にも通ずるものである。つまり、CSR経営は企業の体質改善の問題でもある。

(4) 「環境経営」から「CSR経営」へのシフト

わが国のCSR50年の歴史のなかで、1970年代と2000年代は大きな“うねり”となった。これは社会の企業観が転換する時と一致する。公害を伴った高度成長を経た1970年代には列島改造論を背景に地価が高騰し、企業の土地投機が社会問題化した。石油ショック後の企業の便乗値上

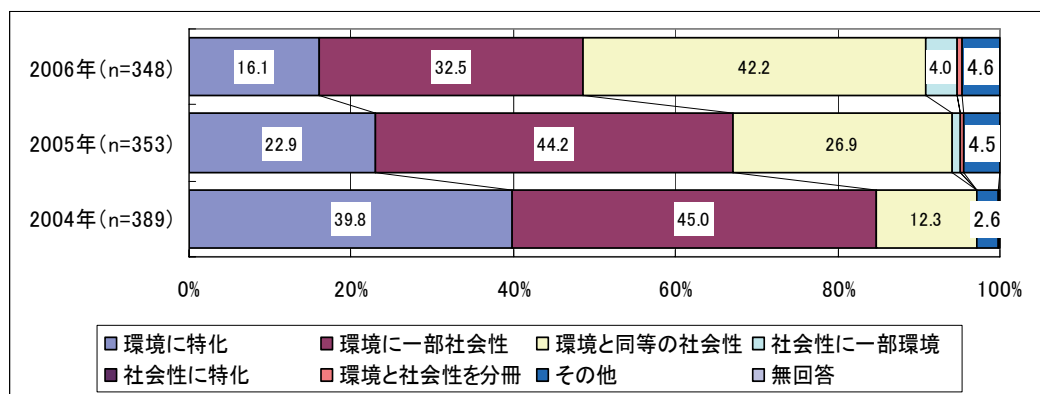
げ・買い占め・売り惜しみや欠陥商品などにより、“企業の性悪説”が言われた。しかし、企業の対応は利益の社会還元のための財団設立が中心で、本業に直接かかわるものではなかった。このような発想は、現在でも企業の中に存在する。

2000年代のCSRの“うねり”にはグローバルな要素が入ってきた。1992年のリオでの地球サミットを契機に様々な環境法令が定められ、1996年のISO14001（環境マネジメント規格）の発行により、日本企業は従来型の公害対策を脱して「環境経営」に転換した。地球環境問題（特に地球温暖化）は経営にかかわる重要課題であることが判明してきたからである。

一方、国内では2002年に東電の原発事件が大きな社会問題となった。この頃から日本企業でも「CSR経営」が認識され始め、2003年にはリコーを筆頭にCSR室を創設し、CSR担当役員を任命する企業が続いた。その後CSRにかかわる多様な法令が成立したが、2009年にはISO26000（CSR規格）⁽¹⁾が発行予定である。CSRは法令遵守や単なる社会貢献では済まされないことが、日本企業にも少しずつ理解されてきた。

このような状況のなかで、日本企業の非財務情報の開示についても、「環境報告書」から「CSR報告書」への移行は明白な事実である。NSC（サステナビリティ・コミュニケーション・ネットワーク）の調査によれば、2003年に5割を超えていた「環境に特化」は2006年には2割弱に減り、逆に「環境に一部社会性」と「環境と同等の社会性」の合計は7割を超え大きく増加した。社会性を報告する企業の増加は、今後も続くと考えられる（図表－1）。

図表－1 日本企業の「環境報告書」から「CSR報告書」へのシフト



(資料) NSC2005年度CSR部会活動報告書(2006年10月発行)

日本企業が環境経営からCSR経営へと次第にシフトしている様子がうかがえるが、両者はそれぞれ独自に存在するものではなく、環境から次第にCSRへと領域を広げていったのである。具体的には、法令遵守や企業統治から顧客・消費者、取引先、従業員などのステークホルダーへの対応、さらに社会的課題への対応への拡大である。

⁽¹⁾ 現在、企業に限らず組織の「社会的責任 (SR)」に関する国際規格 ISO26000 が検討されている。規格の位置づけは、第三者認証の対象となる ISO14001 (環境マネジメントシステム) などよりも緩やかなガイダンスではあるが、企業経営への影響は少なくないと考えられる。具体的なSRの領域としては、ガバナンス、環境、人権、労働慣行、公正な事業活動、消費者対応、コミュニティ対応の7項目となる予定である。

製造業を中心に、公害対策的な「環境対策」から「環境保全」を経て、環境問題を経営課題として考える「環境経営」へ転換したのは1990年代後半である。他方、2000年頃から欧米企業の動きにも影響を受けてCSR概念が新たに登場したが、日本企業が明確にCSR経営を認識したのは2003年である。持続可能な社会を実現するために、環境問題に加えて社会的課題や企業統治に対する企業の対応が問われている。その意味において環境経営からCSR経営へのシフトは必然である。現在、その位相差は10年であるが、環境はCSRの重要な要素であり、いずれCSR経営として収斂するもの考えられる（図表-2）。

図表-2 わが国における「環境経営」と「CSR経営」の位相差10年

年代	環境経営	CSR経営
1990年	92: <u>リオの地球サミット</u>	91: 経団連憲章制定
	93: 環境基本法	92: <u>UNEP・FI(国連環境計画・金融イニシアチブ)</u>
	94: 一次環境基本計画	94: PL法
	95: 容器包装リサイクル法	
1995年	96: <u>ISO14001</u>	
	97: 廃棄物マニフェスト制度	97: 男女雇用機会均等法
	98: 温対法※1、改正省エネ法	98: <u>ナイキ児童労働事件</u>
	99: エコファンド、PRTR法	99: <u>国連グローバル・コンパクト</u>
2000年	00: グリーン購入法	00: 雪印事件、三菱自事件
	02: EPI※2ガイドライン、 <u>リオ+10</u>	01: 日本ハム事件
	03: 土壌汚染対策法	02: 東電事件、 <u>GRIガイドライン</u>
2005年	05: <u>京都議定書発効</u>	03: リコーCSR室創設、 <u>赤道原則</u>
	06: 三次環境基本計画	04: 経団連憲章改正
	07: 環境報告ガイドライン	05: 個人情報保護法、会社法
	07: <u>IPCC 第四次レポート</u>	06: 金融不祥事、J-SOX法、 <u>PRI※3</u>
2010年	07: <u>ハイリゲンダム・サミット</u>	07: 格差社会の政策支援
	10: <u>生物多様性条約COP10</u>	09: <u>ISO26000(予)</u>
2015年	13: <u>新温室効果ガス議定書(?)</u>	

※1 温暖化対策基本法 ※2 環境パフォーマンス指標 ※3 責任投資原則(国連)

(注) 下線は世界的な動きを示す。

(資料) ニッセイ基礎研究所にて作成。

2. 金融機関の本業における二つのCSR

一般の事業会社に限らず、金融機関のCSRについても、「プロセス」と「プロダクト」の二つの視点から考えると、その本質が見えてくる。経済・社会の血流である資金の仲介機能を持つ金融機関には、本業のプロセスとプロダクトにそれぞれ対応する「金融CSR」と「CSR金融」という二つのCSRがある。すなわち、自らのCSR経営を確立する「金融CSR」と同時に、社会的課題の解決のためにその金融機能を活かしたソリューション・ビジネスとしての「CSR金融」の視点が必要である。これらは金融機関の本業におけるCSRの両輪である（図表-3）。

本稿では、この金融機関の本業における二つのCSRの視点から、欧米金融機関の先進事例も参考にして、本邦金融機関におけるCSRの現状と課題を分析する。なお、企業の経営資源を活用しつつも、直接的な対価を求めないメセナやフィランソロピーに代表される「本業外の社会貢献」をCSRに含める考え方もあるが、筆者は本業における取組をもってCSRとする立場をとっているため、本稿では触れない。

(1) 金融プロセスにおける「金融CSR」

金融機関であっても、一般の事業会社と同様に、一企業として企業経営のあり方が問われる。金融業務の全プロセスの中に、金融業の事業特性を踏まえて統制的・社会的（顧客や従業員を含む）・環境的課題への配慮を組み込み、自らのCSR経営を確立すること。これを、本稿では「金融CSR」と定義する。

金融プロセスにおける統制的課題には、企業統治、企業倫理、内部統制・法令遵守、説明責任・情報開示などがある。いずれも「経営の誠実さ」を反映するものであり、CSR経営の基礎構造そのものであるが、広義のリスク・マネジメントあるいは防御的CSRとも言える。社会的課題としては、契約者・顧客に対する権利保護、商品情報へのアクセス性向上、公正な取引・競争などがあり、従業員に対しては雇用における人権・差別問題への対応、機会均等、仕事と生活の調和、メンタル・ヘルスなどがある。さらに環境的課題として、地球環境問題の解決に向けた自社業務に伴う直接的な環境負荷の低減（省エネ・省資源）は最低限の責務であるが、欧米の金融機関ではカーボン・ニュートラル（詳細は後述）の取組が増えている。また、金融機関が自ら行う投資や資産運用（受託）の領域でも、株主・投資家として社会的に責任ある運用が求められる。

金融機関として「金融CSR」の明確な理念と方針をもち、経営の健全性を維持しつつ、顧客・契約者や社会から信頼される金融機関であるために自ら律していかなばならない。そのためにはPDCA（計画・実行・見直し・是正）のマネジメントシステムの整備は不可欠である。そのうえで、本来の金融業務そして「CSR金融」を行うことができる。

(2) 金融プロダクトにおける「CSR金融」

金融機関のもつ資金仲介機能に着目すれば、それを活用して相手先企業のCSRを支援・誘導することが可能である。そこで、環境問題を含め社会的課題の解決のために、その金融機能を活かしたソリューション（金融プロダクト）を提供する金融ビジネスを、本稿では「CSR金融」と定義する。

別の表現をすれば、ローカル・グローバルの様々な社会的課題の解決に向けて、個人・法人を問わず、金融商品として何が提供できるかを考えることが「CSR金融」である。環境分野では取組事例が比較的多く、環境配慮型の住宅購入や設備投資に金利を優遇する環境融資、環境格付融資、あるいはエコファンドやカーボンファンド、汚染土地再生ファンドなどがある。社会分野でも先進的な取組がみられ、SRIの設定・運用だけでなく、企業のCSR促進のための金利優遇の融資制度や私募債の引き受け、また高齢社会に対応した生保商品や信託制度もある。企業統治分野では、リスク管理の視点から事業継続計画（BCP）に対する格付融資も開発されている。なお、国際的にはプロジェクト融資時に環境・社会的課題を考慮する民間自主協定もある。

図表－3 金融機関の本業における二つのCSR：「金融CSR」と「CSR金融」

実践領域		本業におけるCSR		本業外の社会貢献 企業市民活動 (フィランソロピー)
		【金融CSR】	【CSR金融】	
		金融プロセスにおけるCSRの組み込み	金融プロダクトにおけるCSRの組み込み	
E (環境)		<ul style="list-style-type: none"> ●自社の環境負荷の削減 ●カーボン・ニュートラル ●グリーン購入・調達 ●環境配慮の頒布品 	<ul style="list-style-type: none"> ●環境融資、環境格付融資 ●環境ファンド、環境私募債 ●環境預金 ●環境リスク保険 	<ul style="list-style-type: none"> ●植林活動 ●環境教育
S (社会)	市場	<ul style="list-style-type: none"> ●商品情報へのアクセス ●契約者・顧客の権利保護 ●公正な取引・競争 ●適切な広告・宣伝 ●商品に対する責任 ●サプライヤーの誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●金利優遇のCSR融資(法人向けの育児やワークライフバランス支援融資など) ●金利優遇のCSRローン(個人向けの女性就業や多子家族支援、教育ローンなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ●芸術メセナ ●スポーツ協賛 ●学生への奨学金 ●災害復興支援 ●職員のボランティア活動支援 ●諸団体への寄付 ●近隣の清掃活動への助成・支援 ●健康・福祉活動への助成 ●学術研究への助成 ●国際交流支援 ●金融・投資教育 ●寄付講座 ●データベース開放
	従業員	<ul style="list-style-type: none"> ●人権擁護、差別撤廃 ●機会均等、雇用の多様性 ●就業能力の開発 ●仕事と生活の調和 ●労働安全衛生、就業環境 ●ハラスメント防止 ●児童労働・強制労働防止 	<ul style="list-style-type: none"> ●CSR私募債 ●CSRリスク保険 ●SRI(社会的責任投資) ●高齢者向け生命保険 ●利子寄付型貯蓄商品 ●地域づくり・福祉ファンド ●特定贈与信託(信託銀行) 	
	社会	<ul style="list-style-type: none"> ●地域社会の安全・安心 ●金融犯罪の防止 ●店舗のユニバーサルデザイン 	<ul style="list-style-type: none"> ●社会開発への投融資(マイクロファイナンス、マイクロインシュアランス) 	
G (統治)		<ul style="list-style-type: none"> ●企業統治、企業倫理 ●内部統制、法令遵守 ●説明責任、情報開示 ●リスクマネジメント(危機管理、事業継続計画=BCP) 	<ul style="list-style-type: none"> ●BCP格付融資 	—
総合		<ul style="list-style-type: none"> ●自己投資、資産運用におけるE・S・Gの配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ●プロジェクト・ファイナンスにおけるE・S・Gの配慮 	—

(注) 実践領域のE(環境)・S(社会)・G(統治)については後述する。表中の事例には網羅性はない。

(資料) ニッセイ基礎研究所にて作成

第1章 本邦金融機関のCSRの現状

1. 本邦金融機関のCSRに対する認識と取組状況

CSRについて、わが国の金融機関はどのように認識し、どのような取組を行っているのだろうか。金融庁は金融機関を対象とするアンケート（1,217 機関回答、回答率 98.6%）を実施し、2006年3月に「金融機関のCSR実態調査結果」を公表した。この調査結果を基に、本邦金融機関におけるCSRの現状を俯瞰する。

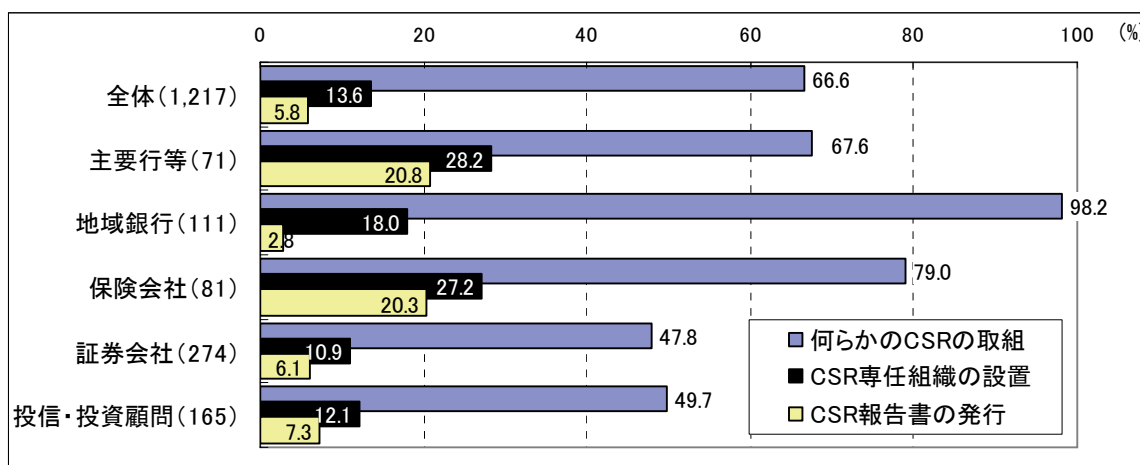
この調査では、CSRを「企業が持続可能な発展を目的として、多様なステークホルダー（利害関係者）との関係の中で認識する責任と、それに基づく経済・環境・社会的取組のことを指し、その具体的な内容としては、企業による法令遵守、納税、消費者保護、環境保護、人権尊重、地域貢献等の自主的取組と広範にわたるものを指す。」と定義している。

(1) 金融機関の7割がCSRを重視した取組

「CSRを重視した何らかの具体的取組を行っている」と回答した金融機関は、全体では810機関と7割近く（66.6%）を占める。業態別には、地域銀行でほぼ全行が取り組み、保険会社（生保・損保）や主要行等では7～8割、投信・投資顧問や証券会社では約5割とやや少ない。『何らかのCSRの取組』とはいえ、金融業のCSRは周回遅れと言われる中で、実に高い取組割合を示している（図表-4）。

しかし、「CSR専任組織の設置」は全体で1割強（13.6%）にすぎず、主要行等や保険会社では3割弱とやや多いものの、地域銀行では少なく2割弱。また、CSRに取り組む金融機関のうち「CSR報告書の発行」は5.8%とさらに少ない。このようなCSRの取組の多さとCSRの専任組織や報告書発行の少なさの乖離は、何を意味するのであろうか。

図表-4 本邦金融機関におけるCSRを重視した何らかの取組の状況



(注) () 内の数字は、アンケートに回答した金融機関数を示す。

「CSR報告書の発行」の割合は、CSRに取り組む810機関に対する割合を示す。

主要行等：都長信銀、外銀支店、新形態の銀行等 地域銀行：地方銀行、第二地方銀行

保険会社：生命保険、損害保険、外国保険会社 証券会社：証券会社、外国証券会社

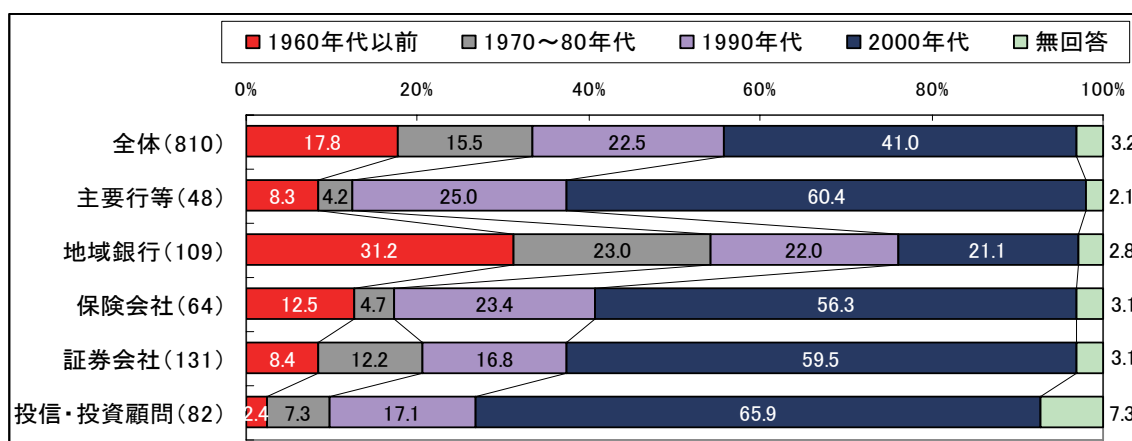
投信・投資顧問：投資信託委託、投資顧問 (信金・信組・労金等、金融先物は割愛)

(資料) 金融庁「金融機関のCSR実態調査結果の概要」2006年3月。本節、以下同様。

(2) 金融機関の6割が2000年までにCSRの取組開始

CSRの取組を開始した時期をみると、全体では41.0%が「2000年代」である。逆に言えば2000年以前に金融機関の約6割が既にCSRに取り組んでいたことになるが、特にほぼ全行がCSRに取り組むとする地域銀行では約8割を占める（図表－5）。2000年頃まではCSRではなく「企業の社会的責任」という表現が一般的であったが、一体どのような取組がCSRとされているのだろうか。

図表－5 本邦金融機関におけるCSRの取組開始時期



(注) () 内の数字は、「何らかのCSRに取り組んでいる」と回答した金融機関数を示す。

(3) CSRの取組事例の半数以上を占める「社会・地域貢献」

CSRの取組内容（各社5件までの具体的な取組事例を記述する設問に対し、1,880件の回答）については、全体では「社会貢献」（29.6%）が最も多く、続く「地域貢献」（25.9%）を加えると5割を越す。しかし、これら以外は少なく、「環境保全」（13.9%）や「顧客・消費者関連」（12.6%）が1割強、さらに1割未満ながら「コンプライアンス」（7.6%）や「従業員関連」（6.6%）となり、「SRI（社会的責任投資）」（1.8%）はごく僅かである（図表－6）。ただし、この金融庁調査（2006年1～3月にアンケート実施）の後に、金融機関の不祥事や金融庁の行政処分が頻発していることから、現時点では「コンプライアンス」と「顧客・消費者関連」が増えている可能性はある。

いずれの業態でも「社会貢献」と「地域貢献」を合わせると4～5割となるが、この傾向は地域密着型の特性をもつ地域銀行で顕著である（表示していないが、信金・信組・労金でも同様の傾向がある）。これ以外の特徴をあげるとすれば、主要行等や地域銀行、保険会社で「環境保全」（約2割）が、証券会社や投信・投資顧問で「コンプライアンス」（約2割）が比較的多いことである。

ここに『CSR≒社会・地域貢献』という本邦金融機関の基本的な認識パターンがうかがわれる。しかし、「序章」で述べたように、本業外での企業市民活動はCSRの本来の姿とはかけ離れたものと言わざるをえない。ただし、従来からの社会・地域貢献活動を最近になってCSRとして再定義したというのが実態であろう。言うまでもなく、広く社会のために金融機関が行ってき

た利益の社会還元を否定するものではなく、金融の本業で培われた知識やノウハウを活用した事例も少なからずあり、むしろ創業者や志ある経営者に敬意を表するものである。今後は、本業との関連性をより重視した戦略的な社会貢献活動が増えることも予想される。

図表－6 本邦金融機関のCSRの取組内容

取組内容	全体 (1,880)	主要行等 (127)	地域銀行 (327)	保険会社 (183)	証券会社 (237)	投信・投資 顧問(149)
社会貢献	<u>29.6</u>	<u>33.9</u>	<u>25.4</u>	<u>36.9</u>	<u>33.8</u>	<u>34.3</u>
地域貢献	<u>25.9</u>	9.4	<u>34.6</u>	9.7	14.8	7.4
環境保全	13.9	<u>22.1</u>	21.4	<u>18.8</u>	8.0	7.4
顧客・消費者関連	12.6	10.2	11.3	15.1	13.1	4.7
コンプライアンス	7.8	7.9	2.1	4.9	<u>19.8</u>	<u>22.1</u>
従業員関連	6.6	10.2	3.4	12.5	7.2	9.4
SRI	1.8	2.4	0.9	0.5	0.8	13.4

(注) () 内の数字は、CSRの取組事例件数（1機関5事例以内）を示す。下線は、業態別の上位2項目。業態別の具体的な取組内容は「金融機関のCSR事例集」（2000年3月）に記載されている。

(4) CSRの主な取組理由は「地域との共存共栄」

なぜ金融機関はこのようなCSRに取り組むのか。全体では「地域との共存共栄」（60.4%）が約6割を占め、最大の理由となっている。次いで、金融業の「事業の公共性に鑑みて」（17.3%）である。ただし、CSRの取組理由は業態により幾分異なる（図表－7）。

地域銀行の取組は地域・社会貢献が大半を占めるが、約9割が「地域との共存共栄」を理由としていることが特徴的である。一方、保険会社では「事業の公共性に鑑みて」が最も多く5割を占めるが、預金や債券投資とは異なり、保険商品を介して契約者に安心を提供すべき業種特性が背景にあると考えられる。いずれの業態でも「社会的リスクの回避・削減」や「株主価値の向上、市場での資金調達に有利」は非常に少なく、地域銀行では皆無である。

図表－7 本邦金融機関のCSRの主な取組理由（単一選択）

取組理由	全体 (810)	主要行等 (48)	地域銀行 (109)	保険会社 (64)	証券会社 (131)	投信・投資 顧問(82)
地域との共存共栄	<u>60.4</u>	<u>27.1</u>	<u>90.8</u>	<u>17.2</u>	<u>35.9</u>	<u>15.9</u>
事業の公共性に鑑みて	<u>17.3</u>	18.8	2.8	<u>50.0</u>	<u>24.4</u>	<u>45.1</u>
その他	8.6	<u>31.3</u>	2.8	12.5	13.7	14.6
一般へのイメージアップ	6.4	6.3	<u>3.7</u>	10.9	9.9	8.5
社会的リスクの回避・削減	4.6	10.4	0.0	6.3	9.9	7.3
株主価値の向上・市場での資金調達に有利	2.0	4.2	0.0	1.6	4.6	8.5

(注) () 内の数字は、CSRの取組を行う金融機関数を示す。

2. 本邦金融機関におけるCSRの特徴と課題

わが国の金融業界では、損害保険会社が1990年代から自らの経営課題として気候変動を始めとする環境問題に着目してきたが、CSRへの取組でも先陣を切った。そして現在、CSRをどのように認識し、どの程度まで実践しているかは別にしても、メガバンクや地方銀行、信金・信組などの預金取扱金融機関、そして証券会社や生命保険会社あるいは投資信託・投資顧問などの多様な金融機関がCSRを意識し始めたことは間違いない。

前述の金融庁の実態調査結果を基にすれば、現在のところ本邦金融機関におけるCSRは、企業市民としての社会・地域貢献活動が主流である。すなわち、ビジネスとして対価を求めない本業外での社会・地域貢献がCSRの中心であり、本業におけるCSRの取組（金融CSRとCSR金融）は一部の金融機関に限られている。ここで改めて、本邦金融機関のCSRの特徴と課題を整理すると、以下のようにまとめることができる。

【本邦金融機関のCSRに対する取組の特徴】

- ①「CSRを重視した何らかの取組を行っている」のは7割近いが、具体的には本業外の社会・地域貢献が過半を占める。「CSR≒企業市民活動」という意識が強い。
- ②コンプライアンスや顧客・消費者関連、従業員関連の取組は少なく、金融商品としてのSRIもごく僅かである。本業のプロセスやプロダクトにかかわるCSRの認識は低い。
- ③CSR専任組織の設置は1割強にすぎず、CSR推進体制が未整備のまま、CSRの取組が行われている。
- ④CSRに関する情報はホームページにも掲載されるが、財務情報を主体とする法定ディスクロージャー誌上での開示が多い。CSR報告書の発行は1割に満たない。
- ⑤CSRの取組理由としては、地域銀行が多いことから、地域との共存共栄が過半を占めるが、経営上の社会的リスクや株主価値・資本市場の視点は希薄である。
- ⑥業態別にみると、メガバンクや保険会社ではCSR専任組織の設置とCSR報告書の発行が比較的多く、環境保全の取組も少なくない。また、保険会社と投信・投資顧問では、金融業の公共性に対する認識が比較的高い。

【本邦金融機関のCSRに対する取組の課題】

よりよい金融商品・サービスを提供することが金融機関の本業であり、それをもって「金融機関の社会に対する責任」と理解する金融機関は多い。これ自体は間違っていないが、これだけでは不十分である。社会的課題の解決のために金融機関は本業において何ができるのか、これを自問自答することが金融機関の本業におけるCSRに他ならない。このような考え方に立って、本邦金融機関のCSRに対する取組の課題を抽出すると、以下のとおりである。

- ①経営におけるCSRの位置づけの明確化（CSRに対するトップ・コミットメント）
- ②本業における「金融CSR」と「CSR金融」の認識
- ③CSR経営の推進体制の構築
- ④透明性の高い非財務情報の開示

3. 本邦金融機関におけるCSR経営の取組事例

本節では、CSR経営に取り組む本邦金融機関を業態別に取り上げ、前節で述べた4つの「CSRに対する取組の課題」の視点から整理する（原則として、CSR報告書を発行している金融機関を対象とする）。

これまでCSRは「利益還元型の社会貢献」と同一視されていたため、そんなことよりも経営基盤の強化が先決であるという考え方が強かった。しかし、金融不祥事が頻発する中で、業態を問わず、経営課題としてCSRをどのように位置づけるべきかを模索する金融機関が増えてきた。すなわち、自らのCSR経営の確立（金融CSR）とともに、環境・社会問題の解決に資する金融商品の導入（CSR金融）を考える金融機関が相次いでいるのである。

(1) メガバンク、信託銀行

業界再編が一巡したメガバンクではCSRを経営戦略の重要な要素として位置づけ、自社の企業価値とステークホルダーの価値の向上を謳っている。共通するのは、信頼維持の健全な経営、より良い金融商品・サービスの提供、金融機能を活用した環境問題の解決、ガバナンスと対話、そして社会・地域貢献である。「本業におけるCSR」は認識されてはいるものの、「金融CSR」と「CSR金融」を混同している機関もみられる。

そのなかでCSRに係わる金融商品・サービスを自社の差異化や競争力・ブランド力強化の一環と位置づけ、積極的にCSR経営に取り組む信託銀行もある。ビジネスチャンスの観点から社会的課題と金融事業を結びつける新たな市場の開拓は、「CSR金融」として望ましい方向である。ただし、これを強調しすぎると、「金融CSR」とのバランスを欠く可能性もある。

なお、メガバンクでは事業展開のグローバル化や投資銀行機能の強化などにより、今後は投融資の判断の際に、ますます地球レベルの環境的課題（気候変動、生物多様性など）や社会的課題（開発途上国の労働、貧困など）に対応するセンスと能力が問われることになるだろう。

【三菱東京UFJ銀行】

CSR経営の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併後に「経営戦略と一体化したCSRの推進」の表明 ● ステークホルダーとの共存共栄による持続可能な社会の実現 ● グローバルとローカルの両面からCSRへの取組
本業におけるCSR	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融事業を通じたCSR（4つの「CSR活動の軸」） <ul style="list-style-type: none"> ☆安心・安全の追求（経営の信頼性、取引の安全性） ☆新しい価値の創造（社会構造変化への対応） ☆環境の蘇生（自律的環境負荷の低減） ☆人間尊重の実践（人の持つ可能性の発揮、健全な社会構築） ● 中小企業向け「CSR審査融資」、「環境事業融資」で地方銀行と業務提携 ● SRIファンド、温暖化防止のCDMプロジェクト投資 ● UNEP・FI、国連グローバル・コンパクト、「赤道原則」への参加
CSR経営の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 持株会社の経営会議メンバーを中心とする「CSR委員会」 ● グループ各社に「CSR推進部署」と「CSR推進会議組織」
非財務情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> ● CSRレポートの毎年発行（第三者所見あり） ● ステークホルダー・ダイアログの開催と公表

（資料）同社のCSR報告書を基にニッセイ基礎研究所にて作成（本節では以下同様）

【三井住友銀行】

CSR経営の明確化	<ul style="list-style-type: none"> • CSRを全うすることが「経営そのもの」と位置づけ • CSRの定義「顧客、株主・市場、社会、環境、従業員に、より高い価値を提供することを通じて、社会全体の持続的な発展に貢献すること」
本業におけるCSR	<ul style="list-style-type: none"> • CSRは事業成長戦略の基盤（取組の4ポイント） <ul style="list-style-type: none"> ☆より高い価値ある商品・サービス ☆健全な経営 ☆社会貢献活動・環境活動 ☆人を尊重する企業風土 • 磐石な経営体制の整備（企業統治、内部監査、法令遵守、リスク管理） • 環境ビジネスの積極化（環境融資、排出権仲介）：排出権取得の情報提供、日本政策投資銀行と「環境格付融資」提携 • UNEP・FI、国連グローバル・コンパクト、「赤道原則」への参加
CSR経営の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> • 持株会社に「グループCSR委員会」、事務局は経営企画部「CSR室」 • CSR担当役員（SMFG取締役）
非財務情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> • CSRレポートの毎年発行（第三者意見あり） • ステークホルダー・ミーティングの開催と公表

【みずほフィナンシャルグループ】

CSR経営の明確化	<ul style="list-style-type: none"> • CSR戦略「新たな企業価値の創造と発展に向けた企業行動の軸」 • 金融機関のCSRを明確化 <ul style="list-style-type: none"> ☆信用秩序を維持し預金者等の保護（健全な経営、円滑な金融） ☆未来を形作る金融（責任ある投融資、本業ではできない社会貢献） ☆CSR推進のため企業経営の質向上（ガバナンス、対話）
本業におけるCSR	<ul style="list-style-type: none"> • 「CSRの重点取組分野」を明確化 <ul style="list-style-type: none"> ☆本業における本源的責任 ☆環境への取組 ☆金融教育の支援 ☆ガバナンスの高度化 ☆高度コミュニケーションの実現 • SRIファンド、中小企業向け環境融資 • プロジェクト・ファイナンスにおける「赤道原則」の参加 • UNEP・FI、国連グローバル・コンパクトへの参加
CSR経営の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> • ガバナンス体制とコンプライアンス体制の併設
非財務情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> • CSRレポートの毎年発行（第三者意見書あり） • ステークホルダー・ダイアログの開催と公表

【住友信託銀行】

CSR経営の明確化	<ul style="list-style-type: none"> • 経営トップによるCSR経営の表明 • CSRを自社が持続的成長・発展を遂げるための経営の軸と位置づけ、本業である金融商品・サービスを通じて社会的価値の創造をめざす • CSRは社会的課題の解決を事業機会と捉える進取性を育む拠りどころ
本業におけるCSR	<ul style="list-style-type: none"> • CSRによる企業価値の向上5つのパス：「事業革新の実現」「企業ブランドの向上」「人材マネジメントの強化」「コスト管理・削減」「リスク管理の強化」 • 企業年金基金・個人向けSRIファンド、土壌汚染買収・再生ファンド投資、ソーシャル・ファイナンスとしての公益信託受託 • UNEP・FI、PRI、国連グローバル・コンパクトへ参加
CSR経営の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> • 部門横断的な「CSR委員会」とCSR担当部署「社会活動統括室」 • 全店部にCSR委員・CSR担当者の配置
非財務情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> • CSRレポートの毎年発行（第三者コメントあり）

(2) 地域金融機関

地方銀行や信用金庫などの地域金融機関は、設立当初から当該地域の経済・社会と密接な関係があり、本業外の地域貢献にも積極的に取り組んできた。しかし、最近では中期経営計画の基本的にCSRを位置づけ、「利益還元型CSR」を超えて「本業におけるCSR」を実践する機関が増えている。これには、職員による横領事件の続発への反省や景気回復による資金需要と競争激化を背景に、信頼回復とブランド化の狙いもある。

「金融CSR」には、法令遵守や情報開示の徹底をはじめ、店舗のバリアフリー化、顧客情報の保護、環境負荷の低減や従業員の育児・介護支援などがある。「CSR金融」には様々な工夫が見られ、金利優遇の融資商品（環境保護、少子高齢化対策、防災、女性就業支援など）や保証料・手数料割引の環境・CSR私募債があり、また地元河川・湖沼の水質改善に連動する金利上乗せの定期預金も登場している。

【広島銀行】

CSR経営の明確化	● 2005年度からの中期経営計画にてCSRを経営戦略の柱と位置づけ
本業におけるCSR	● 地域金融機関の本業で、環境保全・少子高齢化に何ができるか自問 ● 企業向けの育児・介護支援融資では“広島銀行モデル”として注目 ● 「CSRファンド」、日本政策投資銀行と「環境格付融資」で業務協力
CSR経営の推進体制	● コンプライアンス室
非財務情報の開示	● ホームページにCSR活動の掲載、ディスクロージャー誌にCSRレポート

【西日本シティ銀行】

CSR経営の明確化	● 自行と顧客のCSR取組を同時に推進することを中期経営計画に明記
本業におけるCSR	● 環境保全や地域活性化に取り組む企業に対し、発行コストを約3割優遇する「CSR私募債」(CSRによる適格性判断) ● 女性就業支援の住宅ローン(失業補償)や出産・育児フリーローン
CSR経営の推進体制	● コンプライアンス委員会
非財務情報の開示	● ホームページにCSR活動の掲載、ディスクロージャー誌にCSRの紹介

【びわこ銀行】

CSR経営の明確化	● エコリーダーバンクを標榜、自行の環境負荷低減と環境ビジネスの両立
本業におけるCSR	● 2003年に「環境銀行」を内设、個人・法人向け金利優遇の環境融資 ● 「エコライフ定期預金」(琵琶湖の透明度に応じた上乘金利)
CSR経営の推進体制	● コンプライアンス会議
非財務情報の開示	● 2004年3月期より「環境銀行」の損益計算書を四半期ごとに公表 ● ホームページに環境活動の掲載、ディスクロージャー誌に環境活動の紹介

【のと共栄信用金庫】

CSR経営の明確化	● CSRの定義「地域社会の公器であることを自覚し、社会的責任を遂行しステークホルダーの満足度を高めること」
本業におけるCSR	● 地域の課題である少子高齢化対策を軸とするCSR戦略 ● 多子家族への金利優遇の融資商品
CSR経営の推進体制	● 2005年度に信金業界初の「CSR推進室」「CSR委員会」「CSR会議」
非財務情報の開示	● 2006年度に初のCSRレポート発行

(3) 証券会社

かつて不祥事が相次ぎ社会的信用をなくした証券業界であるが、わが国でエコファンドを最初に導入し、SRIの普及に貢献したのはこの業界である。証券会社によって温度差はあるものの、自社のめざす本業におけるCSRの姿を明確にしようとしている。

持続可能な社会の実現のために本業である金融事業に社会的な視点を組み込み、問題解決の方向にお金の道筋をつけることを明確に社会的使命と考える証券会社もある。これに対して、社会的課題からのアプローチではなく、「社会経済を活性化するための血液の役割を果たす」という証券事業の使命を全うするスタンスに立ちつつ、環境・社会問題の解決に貢献するべく本業を通じた社会的責任を果たすと考える証券会社もある。いずれも「金融CSR」と「CSR金融」の視点は両立している。

【大和証券】

CSR経営の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ● 2006年度からの中期経営計画に新たにCSR戦略を策定
本業におけるCSR	<ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な社会の実現のために道筋をつけることが金融機関のCSRと位置づけ、そのための社会的な視点の金融業務への組込 ● 持続可能な社会の実現のため「5つのアプローチ」 <ul style="list-style-type: none"> ☆社会に必要とされる事業活動の遂行(日々の業務) ☆社会・環境配慮型の金融事業(特にSRIの普及) ☆社外へのCSR推進活動 ☆企業市民活動 ☆横断的な社会・環境マネジメント活動 ● SRIファンドの普及促進、排出権取引に係わる「クールボンド」の開発 ● PRI参加(大和証券投資信託委託)
CSR経営の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ● グループ本社に「CSR室」設置 ● グループ内のCSR理解促進のための従業員研修
非財務情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> ● CSRレポートの毎年発行(第三者意見書あり) ● ステークホルダー・ダイアログの開催と公表

【野村証券】

CSR経営の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ● 証券報国という「創業の精神」の実践こそ、果たすべきCSR ● 経営ビジョン: 将来の「私たちの姿」を明示し、自社と証券業界の「社会的承認の向上」をめざす ● 金融サービス会社のCSR: 課せられた責任金融サービス業務を通じて証券市場の拡大、経済の発展に寄与し、豊かな社会の原動力となること
本業におけるCSR	<ul style="list-style-type: none"> ● 2003年に委員会設置会社(指名委員会、監査委員会、報酬委員会) ● ガバナンスの強化のため、経営の透明性、説明責任、チェック機能を重視 ● 職場における取組(雇用の多様性、人権研修、労働安全衛生) ● 本社の温室効果ガス削減に相当する「グリーン電力証書」の購入 ● SRIの積極的な開発・販売、排出権先物価格と連動した債権の発行
CSR経営の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ● グループ本社に「CSR課」(現コーポレート・シティズンシップ推進室) ● CSR担当役員(野村ホールディングス(株)執行役)
非財務情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> ● CSRレポートの毎年発行(第三者意見書あり) ● ステークホルダー・ダイアログの開催と公表

(4) 損害保険会社

損保業界では早くから環境問題やCSRに取り組んできた。しかし、最近の一連の保険金・給付金の支払い漏れや第三分野での不適切な不払い問題の発覚が、当面の対応策とともに中長期的な視点からCSRを再考させることになった。保険金の支払いは保険事業の最も根幹にかかわる業務であり、市場や社会からの支持と信頼回復が急務である。

本邦損保会社では「本業外の社会貢献」との対比で「本業におけるCSR」は比較的認識されているが、当面の「金融CSR」の焦点は保険商品の簡素化とコンプライアンスにある。「CSR金融」では、先行する環境リスク商品だけでなくCSR全般への対応が期待される。

【東京海上日動】

CSR経営の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 不祥事を踏まえ、「グループ経営理念の実践＝CSR」と結論づけ CSR実践の行動指針として「グループCSR憲章」
本業におけるCSR	<ul style="list-style-type: none"> 顧客、株主、社員、代理店、社会の価値向上が企業価値へ 健全な財務基盤の上に、人間尊重、コンプライアンス、地球環境保護、地域・社会貢献、双方向コミュニケーション、商品・サービスの実践 国連グローバル・コンパクト参加
CSR経営の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ホールディングに「CSRボード」(グループ各社社長がメンバー) グループ各社には「CSR委員会」と「CSR室」
非財務情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> CSRレポートの毎年発行(第三者コメントあり) ステークホルダー・ダイアログの開催と公表

【損害保険ジャパン】

CSR経営の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 不祥事を踏まえた「再生プラン」で、CSRの推進体制と目標の再構築 ガバナンスにおける「社外の目」、企業風土変革と内部監査態勢
本業におけるCSR	<ul style="list-style-type: none"> 「自らCSRを果たす」+「本業を通じてCSRに取り組む企業を支援する」 CSRの重点推進課題 (CSR目標の達成状況の検証・評価) <ul style="list-style-type: none"> ☆地球温暖化防止 (気候変動への適応と緩和) ☆安全・安心な社会への貢献 (防災、少子高齢化への商品提供) ☆金融機関としての取組 (持続可能な社会実現の金融商品・運用) ☆地域との協働 (全国に営業基盤を置くため、地域の課題に挑戦) 「WBCSD金融セクター声明」署名、UNEP・FI、CDP参画
CSR経営の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> 「CSR・環境委員会」(委員長＝社長)と担当役員、「CSR・環境推進室」
非財務情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> CSRレポートの毎年発行(第三者意見書あり)

【三井住友海上】

CSR経営の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 不祥事を踏まえた「グループ新ビジョン」で、顧客基点と誠実さを決意 CSR戦略:「本来業務でのCSR」と「事業外でのCSR」を「企業体質の強化」が支え、経済・環境・社会で持続可能な関係構築と相互の発展をめざす
本業におけるCSR	<ul style="list-style-type: none"> 「グループ行動憲章」にて、7つのステークホルダー(顧客、株主、代理店、取引先、社員、地域社会・国際社会、環境)に対する「7つの責任」を明記 国連グローバル・コンパクトに、本邦金融機関では初の参加
CSR経営の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> 「CSR委員会」(委員長＝社長)、CSRを重視した「職場ミーティング」 CSRの部門別自己評価「CSRマネジメント・スコア」
非財務情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> CSRレポートの毎年発行(第三者意見書あり) 「CSRは戦略的投資」という認識のもと、「CSR会計」の公表

(5) 生命保険会社

生保業界でも保険募集時の不適切な説明や保険金・給付金の不払い問題が続出し、各社とも内部管理や検査体制の整備・強化に取り組んでいるが、企業の風土や体質が問われている。やはり“業界の常識”に対する経営トップの強い問題意識が不可欠である。

本邦生保会社では生保事業の特性から“本業を全うすることがCSR”という認識が強いが、最近では「金融CSR」として三利源の開示や苦情のウェブ公開、従業員のワーク・ライフ・バランスへの配慮もみられる。しかし、機関投資家の責任として、世界的には運用先の財務評価だけでなく非財務評価も重要になりつつある中で、資産運用における環境・社会・統治の配慮は少ない。商品・サービスにおける「CSR金融」の認識もまだ弱い。

【第一生命】

CSR経営の明確化	<ul style="list-style-type: none"> CSR経営の原点:相互扶助の仕組みによる生命保険の役割を通じて「社会の持続可能な発展」に寄与すること 三大ステークホルダー:社会、顧客・契約者、職員
本業におけるCSR	<ul style="list-style-type: none"> CSRの原動力:「生涯設計」と「経営品質向上活動」⇒企業価値の向上 経営基本方針: <ul style="list-style-type: none"> ①社会からの信頼確保、②顧客満足の創造、③職員の活性化 資産運用では、環境への配慮を「融資業務行動基準」「有価証券投資業務行動基準」等に明示
CSR経営の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> 「CSR推進委員会」(委員長=社長)、CSR経営推進事務局とWG 専門委員会:社会貢献・環境活動、CS推進、ES推進、障がい者雇用
非財務情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> CSRレポートの毎年発行(第三者意見書あり)

【明治安田生命】

CSR経営の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 2006年の再生プログラムにて「CSR経営宣言」、CSRを「社会からの負託、果たすべき役割を正しく認識し、それに応えようとする企業活動」と規定
本業におけるCSR	<ul style="list-style-type: none"> CSRの5領域 顧客との絆、ガバナンス、コンプライアンス、社会・環境、従業員 三利源の開示、社外取締役の就任、委員会設置会社へ移行
CSR経営の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> 「CSR推進会議」(議長=社長) 事務局(推進、開示、認証取得の3専門分科会)
非財務情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> 2007年2月、CSR報告書の初版発行(第三者意見書なし) 主に行政処分の総括と再出発の新体制の説明

【T&D保険グループ】

CSR経営の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 生保事業を誠実に全うすることがCSRのエッセンス
本業におけるCSR	<ul style="list-style-type: none"> グループCSR憲章の制定 <ul style="list-style-type: none"> ①より良い商品・サービスの提供 ②コンプライアンスの徹底 ③人権の尊重 ④コミュニケーション ⑤地域・社会への貢献 ⑥地球環境の保護
CSR経営の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ホールディングスに「広報部CSR推進チーム」と各社のCSR担当者
非財務情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> 二年目のCSRレポートの発行(第三者意見書あり)

4. 求められる金融機関の体質改善

金融機関の本業においてCSR経営を確立することが「金融CSR」であり、「CSR金融」実践の大前提でもある。しかし、金融庁の2006年度の調査によれば、137の金融機関の約6割が「法令遵守態勢が不十分で改善が必要である」と指摘されている。近年、金融業界では金融業の基本を疑わせる不祥事が続いているが、ここで金融庁から受けた行政処分の内容をみてみよう。

(1) 最近の金融不祥事

図表－8は2003年度以降に金融庁から業務改善命令や業務停止命令などの行政処分を受けた金融機関の処分内容とその事由をまとめたものである。法令違反はもとより、内部統制で求められる基本的な要件が未整備であったことが明らかである。経営レベルの内部管理の不徹底と職員の日常の業務レベルでの統制体制の不備が主たる原因となっている。

図表－8 金融庁による金融機関の行政処分の例示(2003年以降)

(銀行)

処分発令	会社名	処分内容	処分手由
2003/06	横浜銀行	業務改善命令	● 新規業務開始時の情報一元管理の不備
2003/08	福岡シティ銀行	業務改善命令	● 法令遵守に関する態勢整備の不備
2004/04	日興シティ 信託銀行	業務停止命令	● 信託財産の運用収益を簿外口座にて收受 ● 信託業務に係わる重大な法令違反
2004/06	シティバンク 在日支店	業務改善命令	● 顧客情報の取り扱いの内部管理態勢の不備
2004/06	UFJ銀行	業務改善命令	● 中小企業向け貸出の内部管理態勢の不備
2004/10	UFJ銀行	業務停止命令	● 検査忌避等
2004/12	みずほ銀行	業務改善命令	● 法令等遵守にかかる内部管理態勢の不備
2005/08	東京三菱銀行	業務改善命令	● 法令違反、法令等遵守の内部管理態勢の不備
2006/04	新生信託銀行	業務停止命令	● 不動産受託審査体制の不備
2006/04	三井住友銀行	業務停止命令	● 優越的地位の濫用
2007/02	東京三菱UFJ銀行	業務停止命令	● 不当な利益供与
2007/06	東京三菱UFJ銀行	業務改善命令	● 投信販売の不適切な対応、海外拠点の不祥事

(証券)

処分発令	会社名	処分内容	処分手由
2003/01	ING証券	業務停止命令	● 特別の利益提供
2003/06	大和証券 SMBC	業務停止命令	● 法人情報の不公正取引防止の不十分な管理
2003/08	みずほインベスタ ーズ証券	業務改善命令	● 重要事項に誤解を生む表示
2004/01	みずほインベスタ ーズ証券	業務停止命令	● 作為的相場形成
2004/05	日本証券代行	是正命令	● 割引金融債の本人確認・記録の不備
2004/05	UBS証券	業務改善命令	● 法人情報の不公正取引防止の不十分な管理
2004/06	マネックス証券	是正命令	● なりすましの疑いのある取引で本人確認の不備
2006/01	新生証券	業務改善命令	● 親法人との顧客に関する非公開情報の授受
2006/01	大和証券	業務停止命令	● 内部者取引の恐れのある取引を受託

(生命保険)

処分発令	会社名	処分内容	処分事由
2003/11	日本興亜生命	業務停止命令	● 代理店による不適正募集の看過
2003/12	明治生命	業務改善命令	● 契約消滅時の特別配当の過少支払い
2005/02	明治安田生命	業務停止命令	● 不当な保険金不払い ● 保険募集人の不告知教唆など違法募集
2005/06	三井生命	業務改善命令	● 加入資格のない者との員外契約
2005/10	明治安田生命	業務停止命令	● 不当な保険金不払いの新たな発覚 ● 保険金支払い管理体制の欠陥 ● 死差益目標など不払い優先風土の醸成
2006/07	日本生命	業務改善命令	● 期間経過後の不当な契約解除 ● 保険金・給付金の遅延利息の過少払い ● 支払い管理体制の欠陥

(損害保険)

処分発令	会社名	処分内容	処分事由
2003/05	あいおい損保	業務改善命令	● 不当な保険料の割引
2003/11	日本興亜損保	業務停止命令	● 代理店による不適正募集の看過
2004/08	日動火災海上	業務改善命令	● 契約係の違法・不当な募集
2005/11	損保 26 社	業務改善命令	● 計 18 万件の付随的な保険金の支払い漏れ
2006/05	損保ジャパン	業務停止命令	● 付随的な保険金の支払い漏れ ● 提携先の生保商品募集時の違法契約 ● 不適切な個人情報管理や監査体制 ● 前回業務改善計画の不徹底
2006/06	三井住友海上	業務停止命令	● 第三分野商品の不適切な保険金支払い ● 付随的な保険金の支払い漏れ多数 ● 苦情処理・不詳事処理体制の欠陥 ● ガバナンスや内部監査に重大な欠陥
2006/11	大同火災海上	業務改善命令	● 経営陣が知りながら、不適切な法定報告

(注)「業務停止命令」には「一部業務停止命令」を含む。

(資料)金融庁「報道発表資料」より抜粋

(2) CSRを語る前提としての「企業の誠実さ」

上記の金融庁の処分事由をみると、顧客や契約者の利益に直接かかわるものが多く、金融業の根幹にかかわる内部管理体制の不備は明らかである。すべての金融機関ではないものの、これまでの金融機関の企業体質が露呈していると言わざるをえない。現在、既に各金融機関はその改善に向けて努力しているが、「上辺だけのCSR」と言われぬように、今後は金融機関のCSR経営にとって、トップ・コミットメントに基づく「企業の誠実さ」が求められる。

運用を伴う金融商品では、その運用が適正に行われているか、保険商品においては、契約どおりに正しく執行されているかを確認する内部体制の構築が重要である。こうしたコンプライアンス体制の確立やリスクマネジメントの徹底は、顧客や契約者の信頼の確保に繋がるが、いったん信頼を失えば甚大な損害だけでなく、レピュテーション・リスクをも負うことになる。

第2章 海外金融機関のCSRの特徴

1. 金融機関が誘導できる環境・社会の持続可能性

(1) 民間金融機関による「赤道原則」(プロジェクト・ファイナンスの領域)

「赤道原則」は、民間金融機関による融資時の環境や社会への配慮に関する自主協定である。一定規模以上のダムや発電所建設、天然資源開発などの開発事業にプロジェクト・ファイナンス⁽²⁾を行う際、環境や社会面での影響評価を行い、プロジェクト終了時までその遵守状況をモニタリングし是正措置を行うことなどを定めている。2003年に世界銀行グループの国際金融公社(IFC)が主要な欧米民間銀行(NPOから生物多様性を考慮していないと批判されたシティグループなど)と共同で策定したものである。本邦金融機関では、みずほコーポレート銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行の3行が2005年に採択している。

2006年7月に、この赤道原則を採択している金融機関40社は、それまでの経験とステークホルダーからの意見を踏まえ、同原則の改訂を発表した。その主要内容は、対象プロジェクトの拡大(総コストが5,000万ドル以上から1,000万ドル以上への引き下げ)、採択金融機関への年度報告の義務付けである。これ以外には、フィナンシャル・アドバイザー業務への適用、環境・社会面で問題のある既存プロジェクトの改善、より厳しい環境・社会基準の採用などがある。

融資対象プロジェクトの環境・社会影響をスクリーニングし、その影響度に応じてカテゴリー分類を行う。カテゴリーA・Bに分類されたプロジェクトは、環境・社会影響チェック項目に照らして詳細な影響評価を行い、最終的な融資判断を行うことになっている(図表-9)。

図表-9 「赤道原則」によるプロジェクトのカテゴリー分類

カテゴリー	考え方
A	環境・社会への重大で望ましくない影響のある可能性をもつようなプロジェクト
B	環境・社会への望ましくない影響がカテゴリーAに比して小さいと考えられるプロジェクト
C	環境・社会への望ましくない影響が最小限か全くないと考えられるプロジェクト

【赤道原則 (Equator Principles)】

プロジェクト融資において、環境・社会的リスクを見定め、評価し、管理するにあたっての金融機関のための産業的アプローチである。

(序文)

プロジェクト融資は、世界中の開発金融において重要な役割を果たしている。我々は、金融機関としての役割において、環境上の監視・報告の責任、及び社会的に責任を伴う開発を促進する重要な機会を提供していることを認識する。

この原則を採択することで、我々は、融資するプロジェクトが社会的責任を満たし、適切な環境管理を反映した方法で行われるよう確保することに努める。

⁽²⁾ 融資先企業の債務保証を必要とせず、融資の利払いおよび返済の原資を当該プロジェクトから生み出される収益に限定し、担保をプロジェクトの資産・権利に依存する金融手法である。

(基本原則)

我々は、以下の条件に基づいて、プロジェクトの融資を実行する。：

1. 我々は、この原則の付属書において示された国際金融公社（IFC）の環境・社会審査基準のガイドラインに従って、プロジェクトのリスクを分類している。
2. カテゴリーA と B すべてのプロジェクトにおいて、借り手企業は分類プロセスを通して、常に環境アセスメント（EA）を実行し、環境および社会的な問題について取り扱っている。
3. プロジェクトの実施において、EA レポートは以下の項目を含む。
 - a) 環境・社会的コンディションのベースラインの評価
 - b) ホスト国によって要求されている法律、規則、適用可能な国際条約・協定
 - c) 持続可能な開発と再生可能資源の活用
 - d) 健康、文化財、絶滅危惧種や脆弱性のある生物を含む生物多様性の保護
 - e) 有害物質の使用
 - f) 主な破壊物
 - g) 労働者の衛生、及び安全
 - h) 火災防止、及び生命の安全
 - i) 社会経済的影響
 - j) 土地取得、及び土地利用
 - k) 非自発的移転
 - l) 先住民やコミュニティへの影響
 - m) 現存するプロジェクト、提案されたプロジェクト、及び、予期された将来のプロジェクトの累積的な影響
 - n) プロジェクトデザイン、評価、実施における被害住民の参加
 - o) 実現可能な環境・社会的配慮の代替案の考慮
 - p) 効率的な生産、運搬、及びエネルギーの使用
 - q) 公害防止、及び廃棄物の最少化、汚染規制（液体の流出物、及び空気放出）、及び固体化学廃棄物の処理
4. 全ての カテゴリーA プロジェクト、カテゴリーB プロジェクトにおいて、借り手企業、または第三者の専門家は、EA の帰結として、環境管理計画（EMP）を用意してきた。
5. 全ての カテゴリーA プロジェクト、カテゴリーB プロジェクトにおいて、我々は借り手企業、または第三者の専門家が、プロセスに基づき、文化的に適切な方法で、先住民や現場の NGO を含むプロジェクトの被害住民にコンサルテーションを行っていることを歓迎する。EA、またそのサマリーは、受入国において文化的に適切な方法で、適切な期間、現地語で公開されなければならない。
6. 借り手企業は以下のことを約束してきた
 - a) プロジェクトの建築、及びオペレーションにおいて EMP に従うこと
 - b) EMP に順守し、企業内スタッフあるいは第三者の専門家が準備をした通常のレポートを供給すること
 - c) 合意した廃棄計画に従って適切に設備を退役させること
7. 必要であれば、追加的なモニタリングや報告業務を実施するために独立した環境の専門家が指名される。
8. 借り手企業が環境・社会的な基準に従わない場合、債務による資金調達に義務不履行であることと同様に、我々は、契約の順守を達成するために、借り手企業に対し、解決策を求める。
9. この原則は、5,000 万ドル以上の総コストによるプロジェクトに適用される。

(資料) <http://www.equator-principles.com/exhibit1.shtml> (初版)

(2) 国連の「責任ある投資の原則」(資産運用の領域)

「責任ある投資の原則 (P R I)」は、2005 年にアナン前国連事務総長の招請により集まった世界の主要機関投資家 (米国最大の年金であるカリフォルニア州退職年金基金、世界最大級の運用規模をもつノルウェー政府年金基金、英国最大の年金運用機関ハーミーズなど) から構成されるグループにより取りまとめられ、2006 年 4 月にニューヨーク証券取引所で署名式が行われた。この原則は、「資産運用においても、環境・社会・コーポレートガバナンス、いわゆる E・S・G 問題に配慮することにより、環境問題の改善や企業の社会的責任を遂行していく」ことを基本精神としたものである。

この原則は、以下で述べるように全部で 6 原則から構成され、投資や資産運用の意思決定において配慮すべき「E・S・G 問題」とは、次のような項目をいう。

- (1) 環境の課題 (Environmental) : リサイクル達成率、温室効果ガスの排出量など
- (2) 企業の社会性の課題 (Social) : 法令遵守、職場環境への配慮、地域への貢献活動など
- (3) コーポレート・ガバナンスの課題 (Governance) : 社内監査体制の整備、不祥事対応など

2006 年 12 月現在で、この P R I を採択している世界の機関投資家など (102 機関) によって保有・運用されている資産総額は 5 兆ドルを越えた (年金基金などの機関投資家で 2 兆ドル強、運用受託機関で 3 兆ドル強)。現在、本邦企業も 8 機関 (キッコーマン企業年金基金、三菱 UFJ 信託銀行、損保ジャパン、住友信託銀行、大和証券投資信託委託、ニッセイアセットマネジメント、みずほ信託銀行、三井アセット信託銀行) が採択している。

【責任ある投資の原則 (Principles for Responsible Investment)】

私たち機関投資家には、受益者のために長期的視点に立ち最大限の利益を追求する義務がある。この受託者の役割を果たす中で、(会社間、業種間、地域間、資産クラス間、そして時代による違いはあるものの) 環境、社会および企業統治 (E・S・G) の問題が運用ポートフォリオのパフォーマンスに影響を及ぼすことが可能であると信ずる。さらに、これらの原則を適用することにより、私たち投資家が、より広範な社会的課題を解決できるであろうと認識している。それゆえ、受託者責任に反しない範囲で、私たちは以下の事項へコミットする。

- (1) 私たちは、投資分析と意志決定のプロセスに E S G 問題を組み込みます。
- (2) 私たちは「モノ言う株主」となり、資産運用の方針と実践に E S G 問題を組み込みます。
- (3) 私たちは、投資先に対して E S G 問題について適切な開示を求めます。
- (4) 私たちは、資産運用業界に本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけます。
- (5) 私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、共に行動します。
- (6) 私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関する情報を公開します。

(注) P R I に署名した機関は、機関投資家 (年金基金など株主)、運用受託機関および専門調査機関の 3 種に分類される。

(資料) <http://www.unpri.org/principles/>より筆者仮訳。

2. 先進的な海外金融機関のCSR事例

(1) 金融機関の団体

①FORGEグループ（イギリス）

英国の金融機関による自主的な団体であるFORGEグループ（Abbey、AVIVA、Barclays、Legal & General、Lloyds、Zurichなどの8金融機関から構成される）が中心となって、2002年に「CSRマネジメントとレポートに関する金融業ガイダンス」を公表した。このガイダンスは金融機関におけるCSRの理解の促進、知識の共有、適切な対応の検討のために策定されたものであるが、英国政府だけでなく英国銀行協会（BBA）や英国保険協会（ABI）が協力した。

このガイダンスでは、英国の金融機関と関連の強いCSRの論点と課題を4つの領域に分類している。この中で金融機関にとっては、透明性の向上、企業倫理の確立の観点から「市場」がCSRの重要課題であると位置づけている。

【CSRの実践領域】

市場	商品・サービスへのアクセス、宣伝と広告、企業倫理、顧客サービス、プライバシー、取引条件、サプライヤーとの関係、商品・サービスの価値
地域	コミュニティーへの参加、地域社会への投資、投資に伴う人権侵害リスク、先住民の権利
職場	規律、仕事と生活のバランス、健康と安全、学習と能力開発、雇用の多様性と機会均等、結社の自由と団体交渉、強制労働と児童労働、いじめとハラスメント
環境	物質消費（エネルギー、水、消耗品）、廃棄物管理、輸送、不動産のデザイン、間接的な影響

また、CSRにかかわるリスク管理のための「CSRガバナンス」の必要性を強調している。

【CSRガバナンスの構成要素】

構成要素	主たる機能
経営幹部	CSRの取組およびCSR戦略・方針の遂行に対する責任
CSR担当役員	CSRマネジメントおよび報告の監督・調整
CSR委員会	CSR戦略・方針の企画立案、CSR担当役員への諮問
上級リスク委員会	CSRにかかわるビジネスチャンスとリスクの企業全体のレビュー
CSR WG	CSRの論点・課題の影響とそれに対する対応策の調査・把握
内部監査	CSRの取組状況の監査
報告委員会	公表・報告戦略の策定と報告プロセスの監督

②英国保険協会（ABI）

英国では1995年の年金法改正により、2000年7月から年金運用受託者に対して、投資銘柄の選定に当たっての環境面・社会面・倫理面の考慮度合い、および議決権行使に関する基本方針について情報開示義務が課せられた（ただし、SRIが直接的に求められた訳ではない）。これに呼

応して、英国保険協会（ABI）は2001年10月に「社会的責任投資ーリスクと機会」と題する報告書の中で、SRIについて機関投資家が投資先企業に求める情報開示のガイドラインを公表した。同ガイドラインでは、“企業活動に伴う社会・環境・倫理上の問題による短期・長期リスクを認識して適切に対応することが、企業価値を高める”と強調している。ABIには英国資本の金融機関だけでなく欧米の有力保険会社（英国内の子会社）を含め約400社が所属し、英国株式総額の2割強を保有しており、その影響力は大きい。

同ガイドラインで求められる情報は、①人権・倫理・環境の問題が企業価値に与える影響、②関連するリスク管理の社内体制、③取締役会の指導的役割などの8項目である。これまでは企業評価において傍流とみられがちだった論点が、重要性を増してきたのである。英国最大手の保険会社CGNU系のモーリー・ファンド・マネジメントは“環境・人権報告書”を公表しない企業の年次報告書を基本的に承認しない方針を表明した。

ドイツでも年金制度破綻の防止を目的として、年金制度改正が2001年7月に連邦議会で成立した。それにより、個人および機関年金の運用者は、基金の投資運用に当たって倫理面、社会面、環境面への配慮の程度について報告書を公表することが義務化された。フランス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドでも同様の動きがある。なお、欧州委員会でも、ヨーロッパ各国でまちまちなCSRの考え方を統一し促進するために、グリーンペーパー「企業の社会的責任に関する欧州フレームワーク」をパブリックコメント用として2001年7月に公表した。

（2）個別金融機関（各社ともホームページによる）

①銀行

【ABN アムロ（オランダ）】

ABN アムロは、現在買収問題で話題となっているが、CSRに関しては上位の基本方針として、以下の2項目をあげている。

- 持続可能性の定義：将来必要とされる人間、自然、金融資本を保護・維持し、強化する方法を模索しながら、企業価値と行動原則にしたがって行動し、会社とステークホルダーのニーズを満たす。
- コミットメント：持続可能性を継続的に労働環境やビジネスプロセスに統合していく。自社の影響を与える範囲内で、持続可能性に対して積極的な貢献することを目指す。このような取組においては、説明責任と透明性の確保に努める。

なお、ステークホルダーとしては、従業員、株主、顧客、取引先、地域社会をあげているが、具体的には透明性、資産の保護、責任ある金融サービス、従業員に選ばれる経営者、環境負荷の低減、地域コミュニティ投資を実践するとしている。

【ドイツ銀行（ドイツ）】

ドイツ銀行は、自社のCSRの取組を「ステークホルダーへの責任」と「社会へのコミットメント」の二つに分けている。前者が本業におけるCSR、後者がフィランソロピーと考えられるが、具体的には以下の事項から構成される。

- ステークホルダーへの責任
 - ・株主：長期的な企業のブランド価値の創造
 - ・顧客：顧客第一主義の徹底
 - ・従業員：優秀な従業員の雇用と能力開発および多様な雇用の確保
 - ・環境：天然資源保護、環境配慮型の金融ソリューションの提供
- 社会へのコミットメント
 - ・分野：教育、コミュニティ開発、音楽、芸術
 - ・原則：持続可能性、多様性、人間への投資、金銭以上の価値創造

【シティグループ（アメリカ）】

シティグループは、2005年に「企業行動規範」を採択し、ここで主要なステークホルダーとして顧客・従業員をあげ、さらに地域営業に伴う責任として事業所の立地する地域、株主、同業他社をあげている。そして、このステークホルダーには以下の4方法で社会的な好影響を与えることを宣言している。

- 世界中で収益性のある事業を行う
- 30万人以上に雇用機会と能力開発機会を提供する
- フィランソロピーや社員ボランティアに取り組む
- 持続可能な開発の支援のための金融サービスを提供する

【JP モルガン・チェース銀行（アメリカ）】

JP モルガン・チェース銀行では、地域開発支援、環境保全、雇用機会の提供をCSRの取組領域と考えている。具体的には、以下のように考えている。

- 地域開発：地域コミュニティの資本へのアクセスの拡大、見本を示すことによる地域開発でのリーダーシップの発揮、会社の所有する経営資源の地域開発への提供と活用により支援する。その対象は、低・中所得層の世帯や小規模事業者（特にマイノリティと女性の事業者）である。
- 環境：財務的要素と環境や社会などの非財務的要素とのバランスをとることは、良き企業市民として重要であるにとどまらず、リスク管理や投資家保護の基礎としても重要である。
- 雇用：最高の人材を獲得するために、多様性の尊重される職場を作る必要がある。人材の多様性は、会社をさらに強くする。

②保険会社

【アビバ（イギリス）】

アビバは英国最大手の保険会社（生保・損保兼営）であり、英国保険会社の中ではCSRへの取組が最も積極的である。自社のCSR取組だけでなく、金融機関のCSRを推進する前述のForgeグループ（英国の金融機関のためのCSRガイダンス作成を推進する団体）の議長企業として、業界内のCSR取組を推進している。

アビバのCSRでは、①行動規範、②顧客、③人権、④労働者、⑤健康と安全、⑥サプライヤー、⑦コミュニティ、⑧環境の8領域についてコミットし、「アビバの全てのビジネスの中にCSRの考えを組み込むこと」を標榜している。CSR調査機関からの評価も高く、SRI残高も約2000億円である。

株式会社形態の多い欧州の保険会社の中で、アビバは「企業統治」にも熱心であるが、このなかにCSRも内部統制も位置づけられている。同社の内部統制は主として財務報告の信頼性に主眼があるが、一般的な法令等遵守やリスク・マネジメントも含まれている。内部統制のシステムや手続き（3年に一回見直す）に基づき、内部・外部の独立監査が取締役と監査委員会に月次報告される。

【スタンダードライフ（イギリス）】

スタンダードライフは2006年7月に株式会社化したが、相互会社時代からCSRへの取組は積極的であり、経営トップのCSRへのコミットは強い。つまり、CSRに取り組まなければ長期的には業績は上がらないという意味で、CSRを自社のビジネスの根幹と位置づけている。

具体的なCSRの取組領域は、①外部ステークホルダーとの対話、②人材の育成と適材適所、③責任ある投資、④環境保護、⑤地域社会への投資である。特にステークホルダーとの関係では、顧客や契約者の視点に立った保険商品の特徴やリスクを記載した分かりやすいパンフレットを作成している。CSRへの取組の開示については、株式会社化を契機にホームページを充実したが、2006年には初のCSRレポートを公表した。

【アリアンツ（ドイツ）】

アリアンツも生保・損保兼営であるが、損保事業の比率が高いことから、CSRとしては環境問題を意識した取組が比較的多い。ただし、CSRという言葉は使わずに、「サステナビリティ（持続可能性）」に焦点を当てている。CSRへの取組は自社の将来の事業機会やリスクを見通す重要な契機という位置づけであり、自社の将来の持続可能性を意識している。生保としてのCSRの課題は、世代間の公平性に寄与するために適切な保険商品を提供することであると言う。

具体的なCSRの取組は、①環境問題への取組（環境基金の設立、排出権取引への関与）、②社会の持続可能性への取組（アスベスト、薬害、児童労働などの風評リスク、途上国における貧困層向けの低料金保険：マイクロ・インシュアランスの販売）、③国際機関との連携（国連グローバル・コンパクトへの参加など）、および④自社のCSRの透明性の向上が中心である。

終章 本邦金融機関のめざすべきCSRの姿

企業と社会が相乗的に持続可能な発展を遂げるためには、企業が多様な主体と連携を図りつつCSRを社会・経済に定着させていく必要がある。多様な業種の中で、とりわけ金融機関はその金融機能を活かせる極めて重要な立場にあることは間違いない。国内外でその認識が高まり、本業においてCSRを実行に移す金融機関が増えていることは既に述べた。しかし、わが国の金融業全体で見れば、その認識と実践は遅れている。そこで、本邦金融機関に期待される本業におけるCSRの姿をまとめてみたい。

①金融機関のもつ社会的な責任の自覚

企業の社会への影響力が強まりかつ範囲が拡大する中で、社会の持続可能性と同時に企業自身の持続可能性のために、本業を通じてローカル・グローバルを問わず社会的な課題の解決に向けた対応がますます必要となってきた。金融機関においても、一企業として金融業務のプロセスにおける自社のCSR経営の確立（金融CSR）だけでなく、金融機能を通じた社会的課題の解決に向けた取組（CSR金融）に対する期待と責任を強く認識する必要がある。

②CSRは金融機関の経営戦略という認識

金融機関は資金の仲介機能や決済機能という公共性の高い事業を営んでいるため、顧客や契約者保護のためにも経営の健全性は強く求められる。それゆえ、顧客・契約者の権利保護やコンプライアンス体制の確立は基本的な要件であるが、加えて投融資あるいは資産運用という本業を通じた広く一般の企業や個人への影響力の強さを認識する必要がある。これらは今後の金融機関の企業価値と競争力の源泉でもあり、この意味において、CSRとは金融機関の経営戦略であると言える。

③自らのCSR経営の確立（金融CSR）

市場に提供する商品・サービスの違いこそあれ、金融機関も一般の事業会社と同様に、自社のCSR経営を確立しなければならない。自らのCSRとなると、本邦金融機関は先行する業界に比べて周回遅れと揶揄される。自社の金融業務プロセスにおける環境・社会・ガバナンスの課題について、関係するステークホルダーの価値を高めるべく行動する必要がある。その基盤として、経営トップによる明確なCSR経営の戦略や方針が不可欠である。この「金融CSR」がなければ、金融ビジネスとしての「CSR金融」を行う資格はないと言えるべきである。また、金融機関として自ら行う投資や資産運用でも、株主・投資家として社会的に責任ある運用が強く求められる。

④投融資や金融商品におけるE・S・Gの配慮（CSR金融）

金融業は製造業とは異なり直接的な環境負荷の発生は少ないが、金融機関が本業の投融資を通じて提供する資金で事業会社は活動するため、間接的に環境負荷の排出を促進する側面もある。社会的側面や統制的側面についても、同様のことが言える。それゆえ、ローカル・グローバルの

社会的課題の解決に資するべく、投融資や金融商品の仕組み全体にE・S・G（環境・社会・統治）の視点を組み込むことが必要である。ただし、このような「CSR金融」の充実のためには、企業の非財務情報の有用性と金融機関の評価・与信能力の向上が不可欠である。

⑤ステークホルダーへの説明責任

金融機関のCSR経営は社会と企業の持続可能性に資するものであり、金融機関自身の企業価値と競争力を高める可能性をもつ取組である。それゆえ、ステークホルダーの特性に配慮しながら、透明性のある説明を行う責任がある。少なくとも金融機関としてのCSRの考え方や取組内容は伝えるべきであるが、CSR経営の方向性を見失うことがないように、外部の視点ならびに社会と自社の目指すべき姿を明確にすることが大事である。

【追補1】金融機関の「CSR配慮型の投融資」の類型

	企業(コーポレート)単位	事業(プロジェクト)単位
投資 (直接金融)	■SRI(社会的責任投資) (主にスクリーニング運用と株主行動)	■グリーンファンド ⁽¹⁾ 等への投資(風力発電プロジェクトの証券購入、自治体の環境保全事業の債券購入等)
融資 (間接金融)	■担保等の環境リスク評価融資(主に不動産の土壌汚染の有無の調査) ■環境面・社会面のインセンティブ融資(環境保全や社会課題に取り組む企業に金利を優遇する「環境融資」や「CSR融資」など)	■プロジェクト・ファイナンスにおける環境面の配慮とスクリーニング(赤道原則やJBICガイドライン ⁽²⁾ の採用等) ■環境負荷を直接削減するプロジェクトへの融資(太陽光発電パネルの設置費用融資や風力発電事業へのプロジェクト・ファイナンス等)

(注) 環境報告ガイドライン 2007年版を基に作成。金融機関の資産運用や保証付き私募債を除く。

⁽¹⁾ グリーンファンド: 自然エネルギーの普及を目的とする基金の総称。

⁽²⁾ JBIC ガイドライン: 国際協力銀行(JBIC)による国際金融等業務と海外経済協力業務の2つの環境配慮ガイドラインを統合した「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」2003年施行。

【追補2】金融機関の「カーボン・ニュートラル」

カーボン・ニュートラルとは、自社の事業活動によって発生したCO₂排出量に相当する量を何らかの方法で削減することによって、理論上相殺(オフセット)すること。2004年にイギリスの香港上海銀行(HSBC)は、同グループの世界中の事業所が排出するCO₂を省エネ活動、グリーン電力購入、排出権購入により2006年までにオフセットすることを宣言し、実際に達成した。

金融機関の直接的な環境負荷は少ないと言われるが、全国規模で事業展開する金融機関の場合、そのCO₂排出総量は少なくない。昨年、三菱東京UFJ銀行では東京本店を対象に、インドのバイオマス事業投資から得た排出権により相殺する試みを行ったが、今後は全国で取り組む。海外の例では、クレディ・スイスが排出権購入により世界規模で2012年までに達成を目指し、再保険大手のスイス・リーは世銀の排出権基金に出資して2013年までに実現を図る。

主要参考文献

- [1] 谷本寛治編著「SRIと新しい企業・金融」東洋経済新報社、2007年
- [2] 全国銀行協会「金融機関におけるCSR活動や環境配慮行動を考える」シンポジウム資料、2007年
- [3] 堀田一吉「企業の社会的責任(CSR)と保険業」慶応義塾保険学会「保険研究」第58集(2006年)
- [4] 拙稿「2003年は日本のCSR経営元年」ニッセイ基礎研レポート 2003年7月
- [5] 拙稿「日本のCSRの系譜(その1)」ニッセイ基礎研レポート 2004年5月
- [6] 拙稿「日本のCSRの系譜(その2)」ニッセイ基礎研レポート 2005年5月
- [7] 拙稿「CSR経営で何をめざすのか?」ニッセイ基礎研所報 Vol.41、2006年3月
- [8] 拙稿「金融CSRとCSR金融」フジサンケイ ビジネスアイ 2006年9月18日付